

苫小牧市工事競争入札参加資格格付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市に入札参加資格審査申請をした者のうち建設工事に係る入札参加資格の申請をした者（以下「建設業者」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により定められた資格の格付の方法を定めることを目的とする。

(格付業種)

第2条 格付は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項に規定する業種のうち、別表に掲げる業種について行うものとする。

(格付の方法)

第3条 建設業者の格付は、入札参加資格の認定時（苫小牧市に建設業法における主たる営業所又は商業登記簿上の本店を有している建設業者については、入札参加資格の認定時及び中間年に行う審査時）において、客観的事項による点数と主観的事項による点数を加えて得た総合点数に応じて前条に規定する業種ごとに行うものとする。

2 建設業者の格付は、前項に規定する総合点数に応じて、別表に掲げる等級に行うものとする。

3 前項の等級に対応する発注標準金額は、別表に掲げるとおりとする。

(客観的事項による点数)

第4条 客観的事項による点数は、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値とする。

(主観的事項による点数)

第5条 主観的事項による点数については、苫小牧市に建設業法における主たる営業所又は商業登記簿上の本店を有している建設業者に対して算定する。ただし、主観的事項による点数の加点により上位の等級となることを辞退した建設業者については算定しない。

2 主観的事項による点数は、次の各号ごとに得られる点数の合計とする。

(1) 工事成績

苫小牧市が発注する工事で工事成績評定を行った工事において、申請業種ごとに、格付対象年度の前々年度の1月1日から前年度の12月31日までの間に検定を行った工事の施工成績に係る評定数値の平均値（小数点以下は四捨五入）に応じて次の点数を付与する。

なお、共同企業体による工事にあつては、当該工事の成績評定の数値を各構成員の評定数値として取り扱う。

ア 85点以上 50点

イ 80点以上85点未満 40点

ウ 75点以上80点未満 30点

エ 65点以上75点未満 0点

オ 60点以上65点未満 -10点

カ 60点未満 -20点

(2) 女性技術者・若手技術者の雇用

建設業法第7条又は第15条に規定する有資格者で、女性技術者又は若手技術者（35歳未満）を1名以上雇用（直接的かつ恒常的な雇用関係があること。）している場合に、資格に対応した申請業種について5点を付与する。

(3) 障害者の雇用

障害者を雇用し、次のいずれかに該当する場合に5点を付与する。

ア 障害者雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）の規定による障害者雇用状況の報告義務があり、法定の障害者雇用率を超える障害者を雇用している場合

イ 障害者雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）の規定による障害者雇用状況の報告義務はないが、同法の基準に基づく障害者を１人以上雇用している場合

(4) 協力雇用主

協力雇用主として保護観察所に登録している者に５点を付与する。

(5) 地域貢献活動

苫小牧市内において、格付対象年度の前々年度の１月１日から前年度の１２月３１日までの間に、地域に貢献されたと社会的に認められる活動で、建設業者が組織的にかつ自主的・自発的に、非営利で行う、社会性・公共性を有する活動の３点を満たす活動を行った建設業者については、次のいずれかに該当する場合に５点を付与する。ただし、付与点数は１５点を限度とする。

ア 公共施設等の清掃・美化・補修

イ 福祉・教育事業に対する支援

ウ 地域におけるまちづくり行事への参加

エ 植樹活動・花壇整備

オ 災害・緊急時の奉仕活動

カ 男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの取組の推進

キ 健康経営の取組の推進

(委任)

第６条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成２５年３月２２日から実施し、平成２５年４月１日以後に行う入札について適用する。

附 則

この要領は、平成２７年４月１日から実施し、同日以後に苫小牧市入札指名委員会に付議する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成２８年１２月１５日から実施し、平成２９年４月１日以後に行う入札について適用する。

附 則

この要領は、令和２年１２月１日から実施し、令和３年４月１日以後に行う入札について適用する。

附 則

この要領は、令和４年１２月１日から実施し、令和５年４月１日以後に行う入札について適用する。

附 則

この要領は、令和６年１２月１日から実施し、令和７年４月１日以後に行う入札について適用する。

別表（第２条及び第３条関係）

業種	等級	総合点数	発注標準金額
土木	A	1101 点以上	35,000 千円以上
	B	821 点以上 1100 点以下	10,000 千円以上 100,000 千円未満
	C	631 点以上 820 点以下	50,000 千円未満
	D	630 点以下	20,000 千円未満
とび・解体	A	951 点以上	10,000 千円以上
	B	701 点以上 950 点以下	50,000 千円未満
	C	700 点以下	30,000 千円未満
舗装	A	951 点以上	10,000 千円以上
	B	701 点以上 950 点以下	5,000 千円以上 10,000 千円未満
	C	700 点以下	5,000 千円未満
造園	A	801 点以上	5,000 千円以上
	B	800 点以下	20,000 千円未満
建築（新增築）	A	901 点以上	100,000 千円以上
	B	651 点以上 900 点以下	10,000 千円以上 250,000 千円未満
	C	650 点以下	20,000 千円未満
建築（修繕）	A	901 点以上	50,000 千円以上
	B	651 点以上 900 点以下	10,000 千円以上 100,000 千円未満
	C	650 点以下	20,000 千円未満
タイル	A	901 点以上	10,000 千円以上
	B	651 点以上 900 点以下	30,000 千円未満
	C	650 点以下	20,000 千円未満
電気・通信	A	861 点以上	10,000 千円以上
	B	651 点以上 860 点以下	30,000 千円未満
	C	650 点以下	20,000 千円未満
管	A	801 点以上	10,000 千円以上
	B	601 点以上 800 点以下	30,000 千円未満
	C	600 点以下	20,000 千円未満
水道施設	A	901 点以上	10,000 千円以上
	B	621 点以上 900 点以下	50,000 千円未満
	C	620 点以下	20,000 千円未満
機械・清掃施設	A	701 点以上	10,000 千円以上
	B	700 点以下	30,000 千円未満
塗装・建具・屋根	A	851 点以上	10,000 千円以上
	B	850 点以下	30,000 千円未満